

地域金融行政について

地域経済好循環拡大推進会議

金融庁

令和4年1月

1. 金融行政方針

I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

第一に、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受けた経済社会を、金融機関が引き続き金融仲介機能を発揮して力強く支えぬくことができるよう、行政としても万全を期す。さらに、ポストコロナの活力ある経済の実現を目指して、金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等を促していく。

- 金融機関に対して、**事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていく**とともに、対応状況を確認する。企業決算・監査への対応についても、関係者間で適切な連携を図る。
- **豪雨等の自然災害の発生時**には、金融機関に対して、**きめ細かな被災者支援を行うよう促していく**。自然災害債務整理ガイドラインの活用など、自然災害やコロナの影響で債務弁済が困難となった**個人・個人事業主の生活・事業の再建支援を促す**。
- **金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを促す**。このため、事業者支援にあたっての課題や対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」の推進、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理ガイドラインの策定等を行う。
- **地域経済全体の活性化**に向け、地域企業のための経営人材マッチングを促進するほか、金融機関職員の地域・組織・業態を超えた事業者支援のノウハウ共有や兼業・副業の普及・促進を後押しする。
- **地域金融機関が**地域の実情等を踏まえ**持続可能なビジネスモデルを構築**するよう、対話を通じて経営改革に向けた取組みを支援していく。

II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

第二に、国内外の経済社会・産業をめぐる変化を成長の好機と捉え、国内外の資金の好循環を実現するとともに、金融サービスの活発な創出を可能とする金融システムを構築することにより、活力ある経済・社会構造への転換を促していく。

- **金融分野におけるデジタル・イノベーションを推進**するため、利用者保護の確保を図りつつ、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、決済インフラの高度化・効率化等を進める。
- **国際金融センターとしての地位確立**を目指し、海外金融事業者に対する登録手続きの迅速化や英語対応の強化を一層進めるほか、金融創業支援ネットワークを構築する。また、積極的なプロモーションを進める。
- **サステナブルファイナンスを推進**し、国際的な議論において主導的な役割を担う。国内外の成長資金が日本企業の脱炭素化への取組みに活用されるよう、企業開示の充実、グリーンボンド等の認証枠組みや情報プラットフォームの構築による「グリーン国際金融センター」の実現等を図る。
- **インベストメント・チェーン全体の機能向上**に向け、投資家保護にも留意しつつ、成長資金の供給を含む、市場機能向上のための制度・市場慣行の点検・見直しを行う。あわせて、コーポレートガバナンス改革を推進するとともに、会計監査を巡る諸課題を総合的に検討する。
- **利用者目線に立った金融サービスの普及**を促すため、顧客本位の業務運営についての取組状況の見える化等を進める。
- **マネロン等対策の強化**や**サイバーセキュリティの確保**のほか、**システムリスク管理態勢の強化**を促す。

III. 金融行政をさらに進化させる

第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化等を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていく。

- 金融機関からの徴求データを企業の個社データと組み合わせた分析を実施するなど、**データ分析の高度化を推進**する。
- 金融行政各分野の**専門人材の育成**を進めるとともに、**職員の主体的な取組みを奨励**する枠組みの一層の活用、**財務局とのさらなる連携・協働**、**職員が能力を発揮できる環境の実現**や、**質の高いマネジメントによる組織運営**を推進する。

I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

～金融機関による資金繰り支援と地域経済再生のための取り組み～

- コロナの影響が長期化する中で、金融機関において、継続的に事業者の状況を把握し、資金繰り支援を適切に行っていくことが最も重要。
- ポストコロナにおける力強い経済回復を後押しするため、金融機関による経済再生のための取り組みを促す施策を講じていく必要。

コロナを乗り越える

■ 金融機関による事業者の資金繰り支援

- 新規融資の積極的な実施、返済期間・据置期間の長期延長等の積極的な提案による資金繰り支援に係る要請。
(銀行による中小企業者に対する条件変更実行率：99.0% (令和3年7月末))
- 金融サービス利用者相談室に寄せられる相談内容等を通じて取組状況の確認。
- 信用保証協会や政府系金融機関、関係省庁と連携し、事業者の資金繰りに資する制度に係る周知を実施。

力強い経済回復を後押しする

■ 金融機関による経営改善・事業再生・事業転換支援等

- 地域の金融機関・支援機関などが連携・協働し、実効性のある事業者支援態勢を構築・強化する観点から、都道府県ごとに事業者支援にあたって課題と対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進。
- 関係機関と連携し、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定や、経営者保証に関するガイドラインの見直しの検討。

■ 地域経済活性化に向けた働きかけ

- ポストコロナを見据えた事業転換・事業拡大等を図る地域企業のための経営人材マッチングを促進するほか、金融機関職員の地域・組織・業態を超えた事業者支援のノウハウ共有や兼業・副業の普及・促進を後押し。

■ 地域企業・経済の持続的な成長に資する法制度等の検討

- 事業全体を対象とする新たな担保制度である「事業成長担保権（仮称）」について、法制度の具体的な在り方とともに金融機関や監督当局等における実務上の取扱いについても、研究会等において検討。

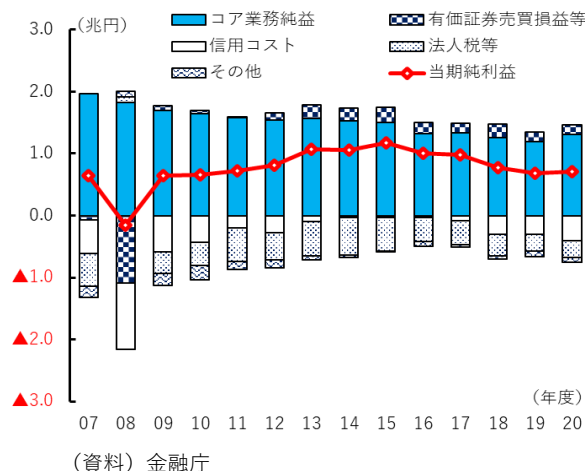
I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

～業種別モニタリング方針②～

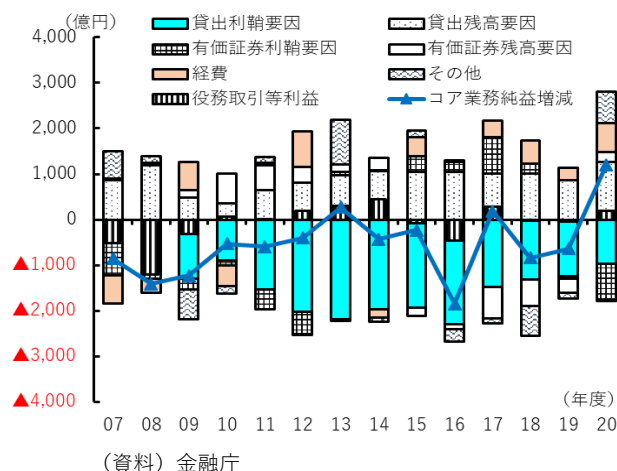
【地域金融機関】

- 地域金融機関は、地域の実情等を踏まえ、持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたって健全性を確保するための実効性のある方策を自ら策定・実行していく必要。経営改革に向けた取組みについて、丁寧に対話を行う。
 - 経営の多角化・高度化を図る地域金融機関と、深度ある対話を行い、グループ全体にわたるガバナンス機能の発揮を促していく。
 - 地域金融機関による資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等への取組状況や、内外の経済・市場動向等を踏まえ、大口与信先を含む信用リスクや有価証券運用の管理状況等についてモニタリングを実施していく。
 - 持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関とは早期警戒制度等に基づく深度ある対話を行う。
 - 地域金融機関による融資先のポートフォリオを踏まえた、よりの確な信用リスクの把握を後押ししていくため、引き続き、引当の見積りのプロセスや開示のあり方を含めた取組事例の把握に努めていく。
 - バーゼルIIIの国内実施については、関係者と十分な対話を行いながら準備を進める。
 - 協同組織金融機関については、中小・零細事業者への厚みのある支援と持続可能な経営の確立に向け、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進める。コロナの影響を踏まえ、信用・市場リスクが健全性に与える影響を分析し、早め早めの対応を促す。中央機関においては、経営・業務サポートといった役割を発揮するよう対話を通じて促す。

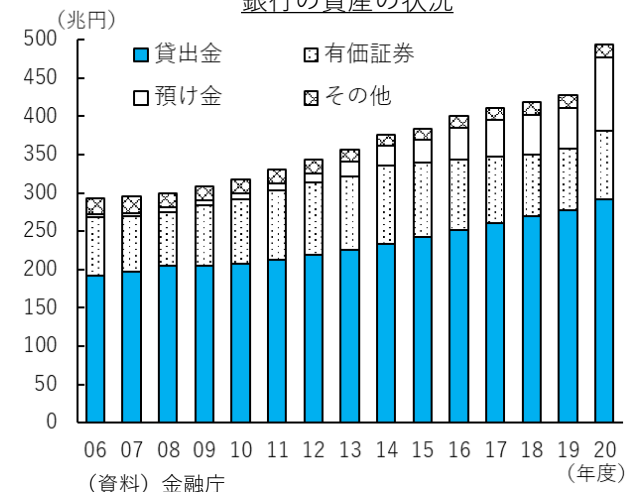
地域銀行の純利益の推移



地域銀行の業務純益の増減要因



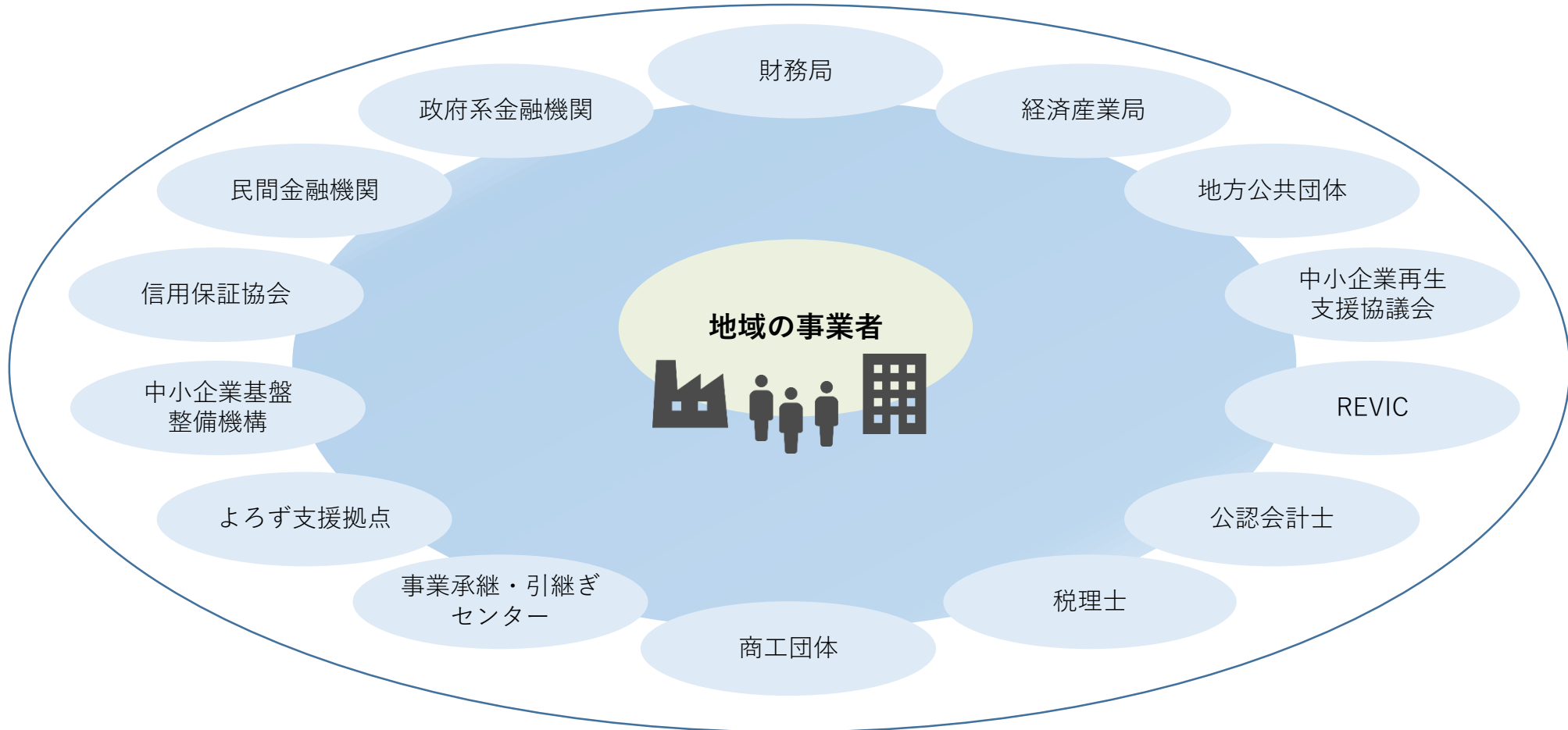
銀行の資産の状況



2. 地域金融機関による事業者支援

事業者支援態勢構築プロジェクト

- ポストコロナの活力ある経済の実現を目指して、事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを一体的かつ包括的に推進する必要がある。このためには、金融機関、信用保証協会、商工団体、地方公共団体、中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、税理士等の**地域の関係者の連携・協働が不可欠**。
- こうした観点から、財務局において、経済産業局と連携して、都道府県ごとに、**事業者の支援にあたっての課題と対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進**する。その際、必要に応じて支援や相談の軸となる中核機関を特定するなど、個々の事業者が適切な地域の関係者から支援を受けられる態勢が構築できているか確認する。



「経営者保証に関するガイドライン」の概要

I. 保証契約時の対応

- 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
 - ①法人と経営者の関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示等
- ⇒ 債権者は、保証を求めない可能性や代替的な融資手法^(注1)を活用する可能性を検討
やむを得ず保証契約を締結する場合、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明するとともに、適切な保証金額の設定に努める
- 既存の保証契約の見直しの申入時にも、上記に即して適切に対応
 - ⇒ 特に事業承継時には、債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、保証契約の必要性等を改めて検討するとともに、前経営者の保証契約の解除についても適切に判断

II. 保証債務の整理手続

- 一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることにより経済合理性が認められる場合には、これを許容
- 残存資産の範囲の決定に際しては、破産手続における自由財産に加え、回収見込額の増加額^(注2)を上限として、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- ⇒ ガイドラインに基づき債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告・登録しない

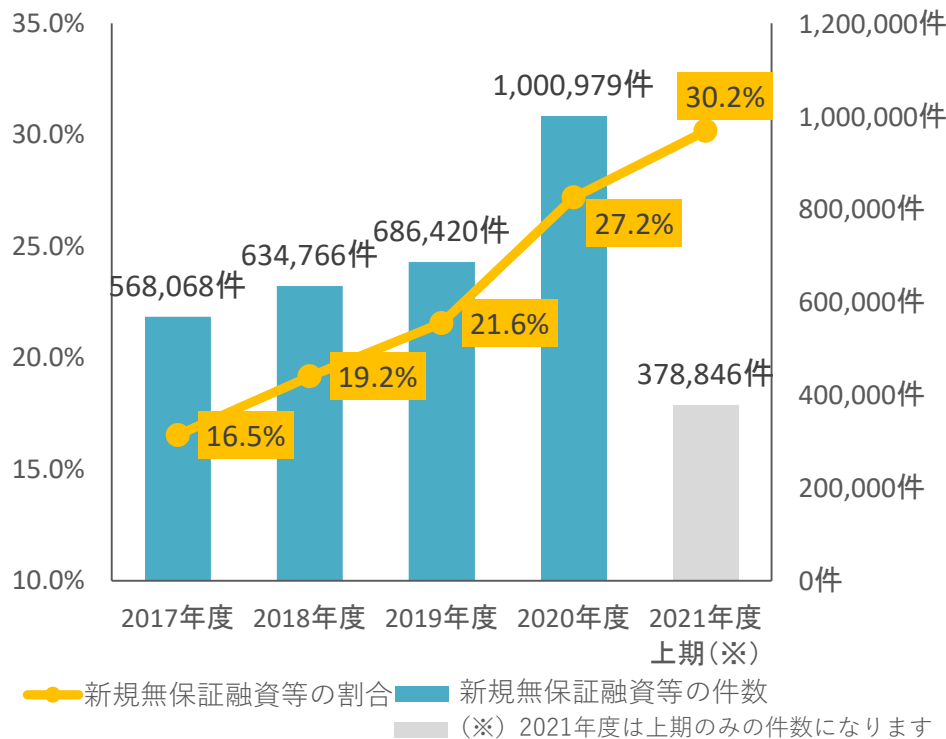
(注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等

(注2) 破産手続に至らなかったことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

経営者保証に関するガイドライン – 活用実績 –

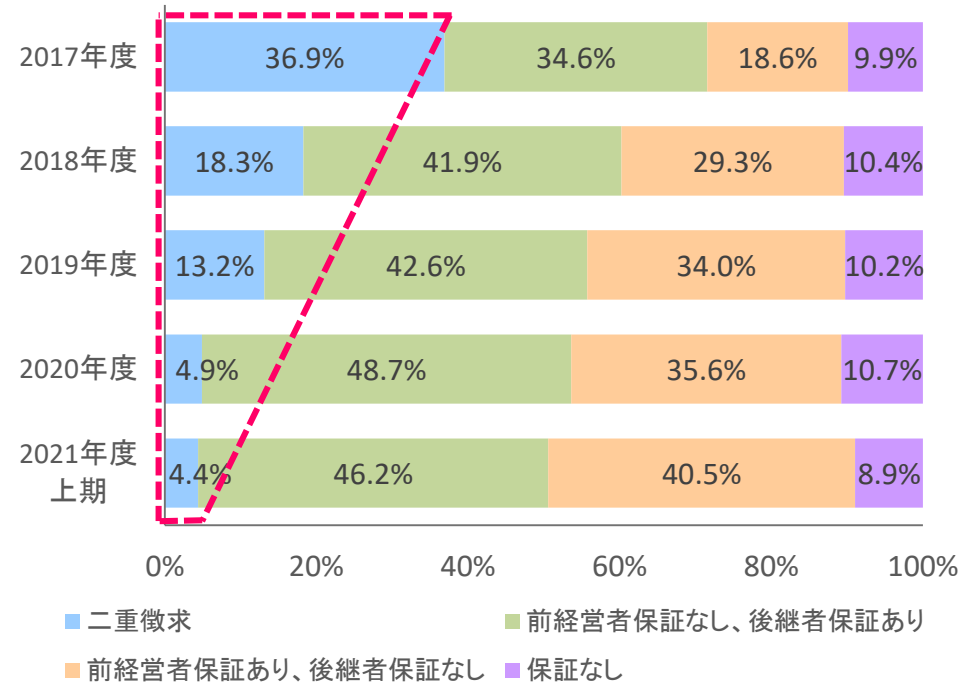
- 民間金融機関※に対し、「経営者保証に関するガイドライン活用実績調査」を半期に一度実施
※ 主要行等, その他銀行, 地域銀行, 信用金庫 (信金中央金庫を含む), 信用組合 (全国信用組合連合会を含む)
- 2021年度上期の「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を見ると、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は、**民間金融機関全体で30.2%と、2020年度から3.0%pt上昇**。一部の地域金融機関においては、同割合が50%を超えた金融機関も見られる。
- 事業承継時 (代表者の交代時) の対応状況では、特に前経営者・後継者から二重に個人保証を徴求している割合 (二重徴求割合) が**4.4%と、2020年度から0.5%pt低下**。

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合の推移



(資料) 金融庁

事業承継時の保証徴求割合の推移

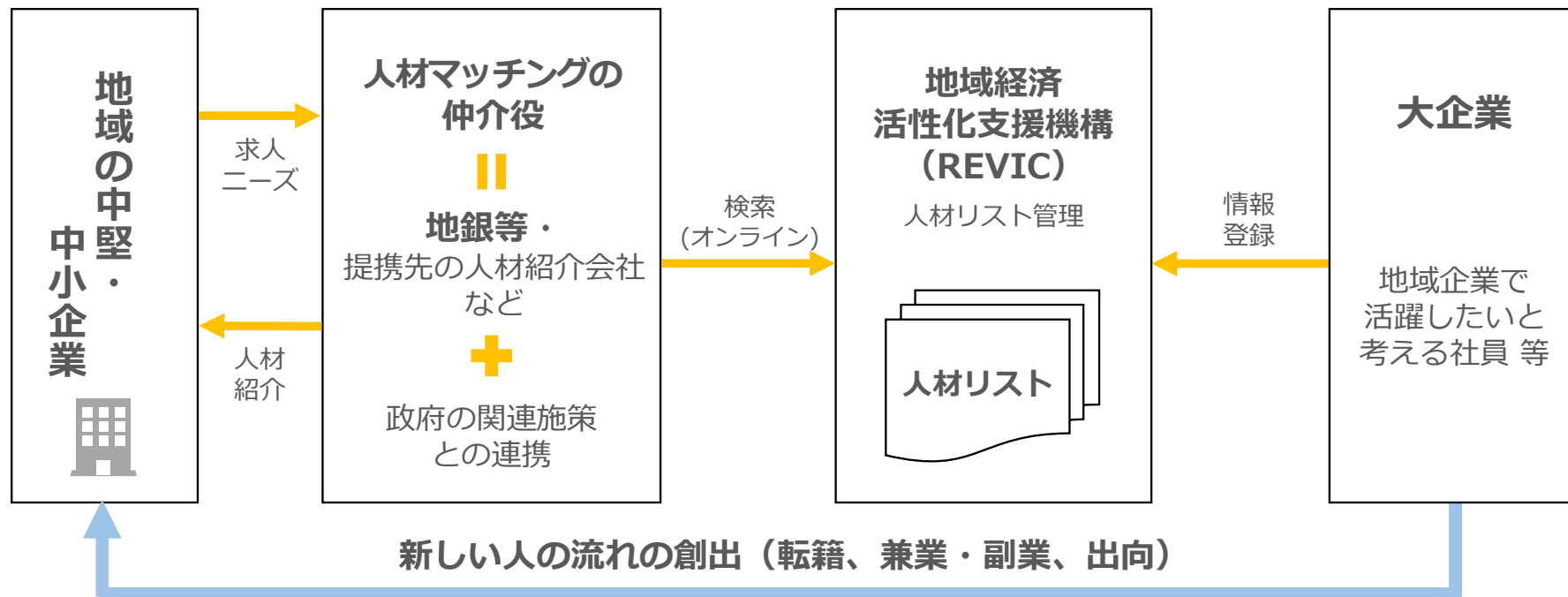


(注) 上記は前経営者が保証を提供している先における代表者交代手続きが行われた場合の件数割合を記載

(資料) 金融庁

- 地域金融機関の人材仲介機能を強化し、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形を通じた、大企業から中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を後押しする。

✓ 事業スキーム



✓ 事業概要

①大企業の人材リストの拡充

REVICに整備した大企業の人材リストを1万人規模へ拡充

②地域企業への給付金

地域企業による経営人材確保を進めるため、人材リストを活用して経営人材を獲得した地域企業に対し、一定額を補助
また、補助対象を兼業・副業、出向にも拡充

③大企業人材への研修・ワークショップの提供

人材リストに登録された大企業人材に対する研修・ワークショップを実施

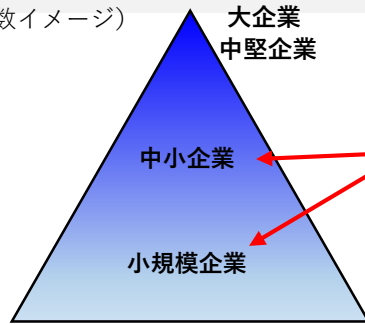
④周知・広報活動

人材リストへの登録や採用後の活躍を後押しするため、先行例・優良事例等の広報を実施

地域金融人材の能力向上に向けたプラットフォーム ～事業者支援に関するノウハウ共有～

地域の関係者（金融機関、保証協会等）が連携して円滑に事業者支援を進めていくよう、地域の支援態勢の実効性を確保していくため、金融機関の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有する等の取組みを支援

(事業者数イメージ)



コロナ禍の影響を大きく受けた企業が**多数**存在

金融機関の現場担当者それぞれが経営改善等の支援に取り組んでいくべき状況に



① Web上に金融機関専用の事業者支援ノウハウ共有用のプラットフォームを設置

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局 『地方創生カレッジ』 の枠組みを活用

- 昨年1月よりトライアル運用、4月より本格稼働を開始し、活発な投稿が寄せられている。
- 参加者専用のクローズドサイトへの投稿、オンライン勉強会等を開催。
- 参加者からは、「地域・組織・業態を超えたやり取りがなされたことが有用であった」との声が寄せられている。

オンライン勉強会の模様



2021.1～3

トライアル
45機関122名

2021.4～

本格稼働・一次追加登録
131機関 311名

2021.9～

二次追加登録
179機関423名

閲覧のみの参加機関 (72機関)

② 各地域内における事業者支援等のノウハウ共有の取組み拡大への後押し

各地域への事業者支援の有識者・実務者の紹介・協業、ノウハウの集約など

- (例) 栃木県内の金融機関・保証協会が、11月13日（金）に「企業支援者育成シンポジウム」を開催。財務事務所、金融庁も参加して、講演等の他、10名前後の少人数グループに分かれて事業者支援に関する事例研究等を実施。

事例研究の模様



■ 目的

厳しい経営環境にある地域金融機関における持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みを後押しすべく、

地域金融機関の職員や他業に携わる全国の多様なバックグラウンドを持つ者が、地域経済・金融の共通価値の創造に向けた様々なアイデアや方策の創出をめぐり議論する場を設ける

■ 概要

- ▶ 昨年度より日本経済新聞社の地方創生フォーラムとの共催により開催（6月：東京、11月：名古屋、12月：広島）今年度もオンラインで配信（令和3年度の予算）
- ▶ 単なる配信だけではなく、オンライン上の仮想空間で視聴者が相互交流できる仕組み（バーチャルシンポジウム会場）も提供する
- ▶ 昨年度、中心に据えた金融仲介機能や事業者支援に加え、SDGs や金融リテラシーなどテーマ・コンテンツを拡充（今年度は13のテーマでセッションを実施）
- ▶ 視聴者が見たいテーマを選んで視聴できる形を目指し、2月に「Re:ing/SUMウィークス」と称して日経チャンネルで3週にわたり、1日あたり2～3のテーマを順次配信予定

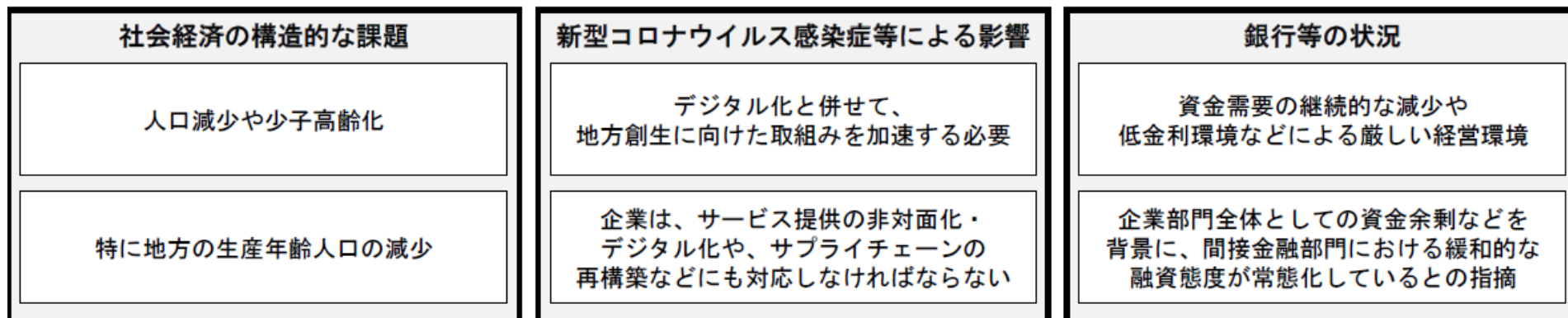
「Re:ing/SUMウィークス」に係る配信プログラム（案）

項目	WEEK 1		WEEK 2		WEEK 3		
	2/11（金）・祝	2/12（土）	2/18（金）	2/19（土）	2/24（木）	2/25（金）	2/26（土）
カテゴリ	ビジネス	金融教育 金融リテラシー	組織運営・活性化	SDG s ベンチャー	地方創生 フォーラム	地方創生 フォーラム	事業再生 AI
1	オープニングリマークス 鈴木内閣府特命担当大臣（金融）						
2	顧客・地域とに付加価値をもたらすような金融仲介の実現に向けた組織運営のあり方	超高齢社会の金融サービス	地方創生に向けた共通価値の創造～地域金融機関と自治体との新たな連携のカタチ～	地域とSDG s ～アパレル産業に学ぶ～	問いの力	地方創生に向けた新次元のSBIグループの取り組み	これからの地域と事業者支援～ノウハウ共有とAIの可能性～
3	大企業からの新しい人の流れ～人材マッチングで地域の未来を拓く～	金融リテラシー向上の意義と地域連携について	地域銀行の魅力発信委員会～組織活性化に向けたアンダー35の主張～	地域の脱炭素産業エネルギーシステム構築に向けて	データ活用で金融機関を変える！キーエンス流データ活用術	未定	これからの地域と事業者支援～地域経済と事業再生の現場から～
4	経営改善支援に取り組める金融機関の組織・営業体制における運用上の工夫～米国実務との比較～	子供の貧困問題解消に向けて地域金融機関が出来る7つのこと【前半】	社外取締役の役割発揮に向けて	ベンチャー育成を通じた日本企業・経済の活性化と地域金融機関との連携	未定	未定	クロージングリマークス 宗清内閣府大臣 政務官
5		子供の貧困問題解消に向けて地域金融機関が出来る7つのこと【後半】					

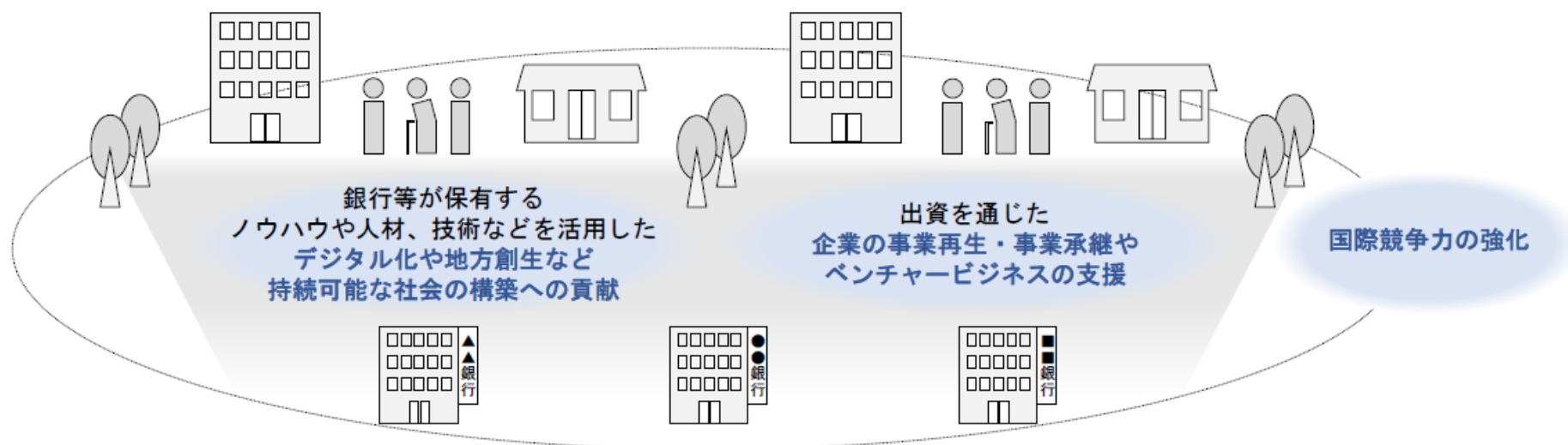
3. 持続可能なビジネスモデルの構築 (地域金融機関を巡る足もとの環境整備)

背景

- 銀行等は、ポストコロナの日本経済の回復・再生を支える「要」として、重要な役割を果たすことが求められている。このため、社会経済において期待される役割を果たそうとする銀行等の取組みを後押しする観点などから、業務範囲規制や出資規制などを見直す。



銀行等が
社会経済において期待される役割を十分に果たすことができるようにする必要



地域銀行の独占禁止法の特例

- 地域銀行の経営統合については、統合により生じる余力に応じて、地方におけるサービス維持への取組みを行うことを前提に、シェアが高くなっても特例的に経営統合が認められるよう、**10年間の時限措置として独占禁止法の適用除外を認める特例法を制定。**

独占禁止法 特例法（2020年11月27日施行）

- 乗合バス事業者及び地域銀行（「特定地域基盤企業」と総称）の経営力の強化、生産性の向上等を通じて、**将来にわたるサービス提供の維持を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上を図り、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。**
- **合併等（合併、持株会者の設立、株式取得等）の認可を受けようとする特定地域基盤企業または親会社は、基盤的サービス維持計画を主務大臣に提出。**
- **主務大臣は、基盤的サービスに係る競争状況の変化により、利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益を生ずる恐れがあると認めるときは、不当な不利益の防止のための方策を求めることができる。**
- **主務大臣は合併等を認可（公正取引委員会に協議）。**
 - ① 合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の全部または相当部分において、特定地域基盤企業の全部または一部が提供する基盤的サービスに係る収支の悪化（需要の持続的な減少によるものに限る。）により、特定地域基盤企業の全部または一部が基盤的サービスを将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあること。
 - ② 合併等により、基盤的サービスに係る**事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、基盤的サービスの提供の維持が図られる**こと。
 - ③ 合併等により、**利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益を生ずる恐れがあると認められない**こと。
- **10年の時限措置**とする。

資金交付制度の概要

- **人口減少地域等**においてポストコロナの**地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持**するため、**合併・経営統合等を行う地域銀行等**が、経営基盤強化の「**実施計画**」を作成して**国の認定**を受け、預金保険機構から**資金の交付を受ける**ことができる制度

制度の概要

対象 【改正金融機能強化法第34条の10第1項】	事業の抜本的な見直しとして実施する 合併・経営統合等の経営基盤強化の計画 （「実施計画」）を作成して 国の認定 を受けた 地域銀行等
「実施計画」の記載事項 【改正金融機能強化法第34条の10第2項】	<ul style="list-style-type: none">・ 経営基盤強化の内容・時期・ 金融サービスの提供の維持に関する事項・ 地域経済の活性化に資する方策・ 計画の適切な実施に必要な経営体制 等
「実施計画」の認定要件 【改正金融機能強化法第34条の10第3項】	<ul style="list-style-type: none">・ 提供する金融サービスが地域経済にとって不可欠・ 人口減少等により金融サービスの持続的提供が困難となるおそれ・ 計画実施により金融サービスの提供が維持されると見込まれる 等
交付額	経営基盤強化に必要な 追加的な初期コスト （ITシステム投資等）の 一部
財源 【改正金融機能強化法第43条の2等】	預金保険機構の 金融機能強化勘定に属する剰余金 を活用
監督等 【改正金融機能強化法第34条の12】	<ul style="list-style-type: none">・ 計画の履行状況を原則 5年間モニタリング・ 必要に応じ監督上の措置命令・ 事業の抜本的な見直し（合併・経営統合の場合はその実行）が実施されない場合には資金の返還を求める
申請期限 【改正金融機能強化法第34条の10第1項等】	2026年（令和8年）3月末（約5年間の申請期間を確保）

金融機関の業務範囲にかかる規制緩和

- 金融機関の中には、地道に継続して地域企業の生産性向上や地域活性化に努めている金融機関も多数存在しており、こうした自主的な取組みをサポートするため、これまで、**業務範囲等に関する規制緩和**を実施。

金融機関が所有する不動産の有効活用：監督指針改正（平成29年9月）

- 自治体等の**公共的な役割を有する主体からの要請に基づき保有不動産の賃貸を行う場合は、その規模等について柔軟に解釈できる旨を明確化。**

銀行本体及び銀行子会社等が行う「人材紹介業務」：監督指針改正（平成30年3月）

- 銀行本体及び銀行子会社等において、**取引先企業に対する人材紹介業務を行うことが可能であることを明確化。**
（職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を取得した地域銀行（本体）は61行（令和4年1月1日時点）。）

「地域商社」への銀行の出資について：監督指針等改正（令和元年10月）

- 地域銀行が**認可を条件に5%超100%まで地域商社に出資できる旨を明確化。**

銀行等による議決権保有制限の見直し：銀行法施行規則等改正（令和3年11月）

- 地域活性化事業や事業承継等を行う企業への出資について、銀行等の議決権保有制限（5%ルール）の緩和を実施。**投資専門子会社を通じた地域活性化を目的とした事業を行う会社（地域商社等）への出資について、非上場の場
合に限り100%出資が可能に。**

(参考) 業務範囲規制の見直し (令和3年11月22日改正)

- デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行の①子会社・兄弟会社（銀行業高度化等会社）、②本体、それぞれに業務を追加するなどの措置を講ずる。

① 銀行の子会社・兄弟会社

【現行】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など

◆他業認可

フィンテック

地域商社
(在庫保有、製造・加工原則なし)

(実例)

【改正案】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など + 地方創生 などの 持続可能な社会の構築

【改正銀行法第16条の2第1項第15号等】

◆他業認可【A】

- ・ 個別列挙なし（銀行の創意工夫次第で幅広い業務を営むことが可能）
- ・ 認可を条件にすべての従属業務を収入依存度規制なしに営むことが可能（明確化）

◆通常の子会社・兄弟会社認可【B】

フィンテック	地域商社 (在庫保有、製造・加工原則なし)
自行アプリや ITシステムの販売	データ分析・ マーケティング・広告
登録型人材派遣	ATM保守点検
障害者雇用促進法に係る 特例子会社	地域と連携した成年後見

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

※ 財務健全性・ガバナンスが一定以上であることについて認定を受けたグループが銀行の兄弟会社において営む場合は個別認可不要（届出制）【改正銀行法第52条の23の2第6項～第8項等】

従属業務会社【法令上の数値基準を削除（必要に応じガイドラインに考え方を示す）】

【C】

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

従属業務会社【収入依存度規制の法令上の厳格な数値基準】

自行アプリや ITシステムの販売	データ分析・ マーケティング・広告
登録型人材派遣	ATM保守点検
印刷・製本	自動車運行・保守点検

など

② 銀行本体【D】

業務に、銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を追加する【改正銀行法第10条第2項第21号等】

自行アプリや ITシステムの販売	データ分析・ マーケティング・広告	登録型人材派遣	幅広い コンサル・マッチング
---------------------	----------------------	---------	-------------------

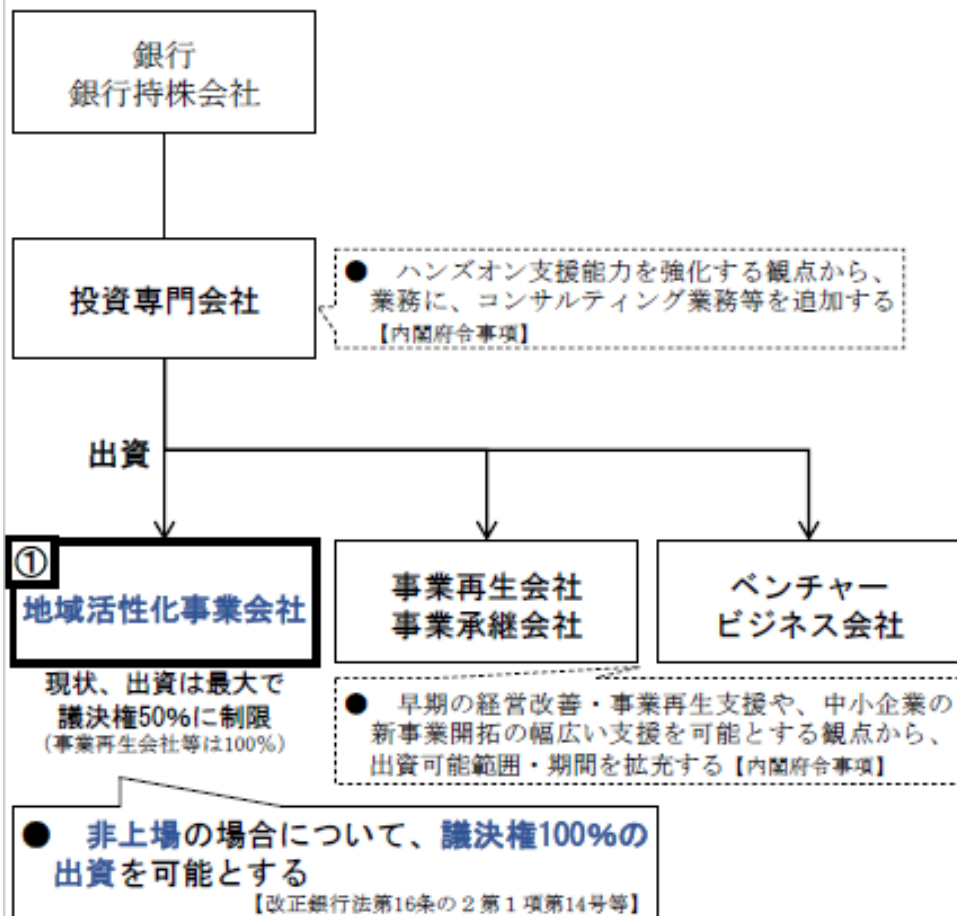
※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

- ※ このほか、銀行持株会社が営むことができる「グループ会社に共通・重複する業務」に関し、一定の業務については認可不要とする（届出制）等
- ※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社、金融商品取引業者などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う

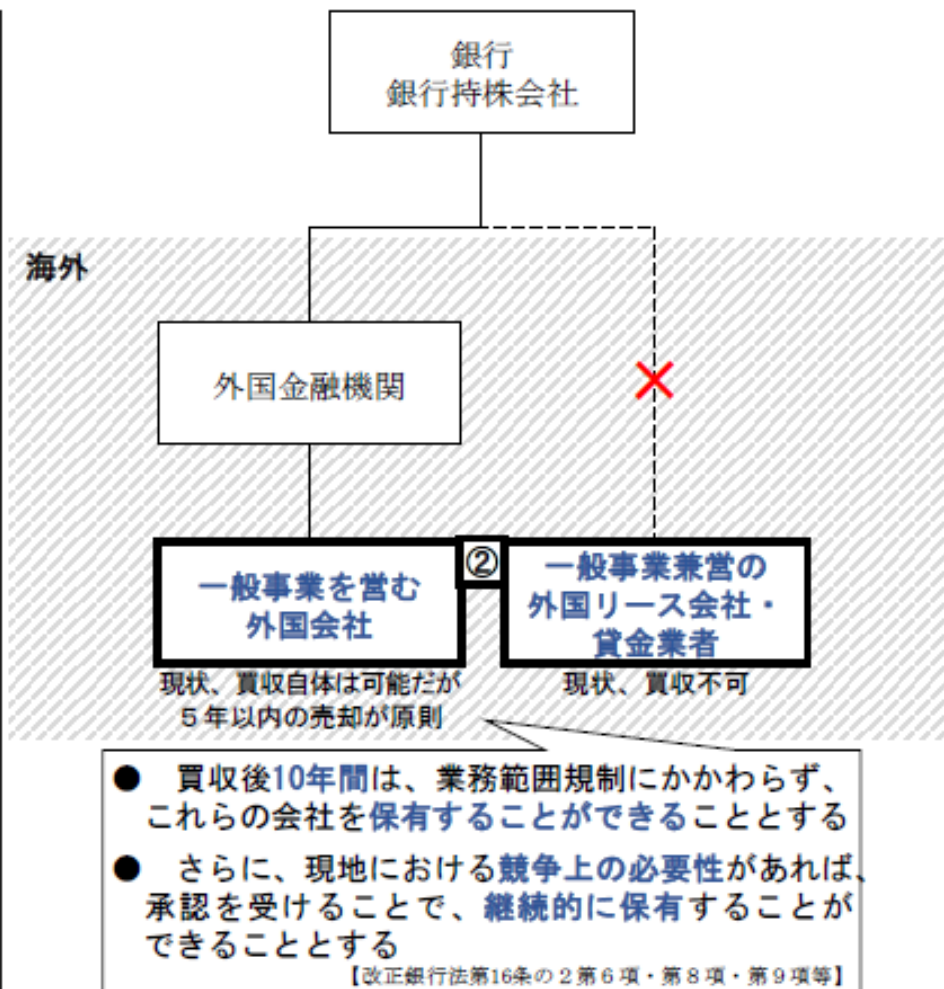
(参考) 出資規制／外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲の見直し (令和3年11月22日改正)

- 銀行が、出資を通じて地域の「面的再生」などを幅広く支援することができるよう、非上場の地域活性化事業会社に対する議決権100%の出資を可能とするなどの措置を講ずる。
- 併せて、国際競争力強化の観点から、銀行が買収した外国子会社・外国兄弟会社について、現地における競争上の必要性があれば、業務範囲規制にかかわらず継続的に保有することができることとする。

出資規制



外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲



※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う